

## 序章

# 児童労働撤廃に向けた新しいアプローチ

中村 まり・山形 辰史



靴磨きを求めた少年  
(バングラデシュ, 2010年12月, 山形辰史撮影)

## はじめに

子どもは働くべきではない、という意識が社会的に共有されるのは、職場や学校が家庭と切り離される近世（ここでは15～16世紀）以降である、という説<sup>(1)</sup>がある。家庭と職場が未分離で、子どもの発育や成長が、家庭において連続的になされるような時代には、人生における子ども期が意識されておらず、子どもは「小さな大人」でしかなかった、というわけである。そのような時代には、子どもが働くことが問題視されなかった。

その後、若年期は、知性、身体ともに修練の時期であって、その時期に労働させるべきではないという認識が広まってくる。それによって、まず英国で、1833年に制定された工場法によって児童労働が禁止されている。日本でも1911年に工場法が制定され、児童労働が禁止された。このようにして、現在まで約200年にわたり、世界で児童労働撤廃が推進されてきたのである。

しかし200年経っても、児童労働はまだ世界に存在している。その一方で児童労働の問題性は、近年新しい様相を呈している。というのは、就学率が上がって、「教育の妨げになる児童労働」が減ってきた反面、児童兵士、薬物取引や犯罪に巻き込まれる子ども、強制労働させられる子どもといったような、いわゆる「最悪の形態」の児童労働に従事させられている子どもの数は、年齢層によってはむしろ増加している、という事実があるからである。国際労働機関（International Labour Organization：ILO）が4年ごとに発表している児童労働に関するレポートの2010年版<sup>(2)</sup>によれば、2004年から2008年にかけて世界で、「健康や教育を害する労働」や「最悪の形態の労働」に従事している子どもの数（つまり、いわゆる「児童労働」に従事する子どもの数）は、2億2200万人から2億1500万人に減少したものの、15歳から17歳までの間で「最悪の形態の労働」に従事している子どもの数は5200万人から6200万人に増加した（ILO [2010a: 5]）。現代社会の変化が、一部の年齢層の子どもに対して新しい形態の児童労働を強いていることが読みとれる。

このように児童労働は、長年課題とされてきたにもかかわらず、深刻な

問題であり続けている。そのため現在でも児童労働撤廃に向け、その実態、発生メカニズムについての研究が、世界で広くなされている。ILO と世界銀行、国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）およびローマ大学は、「児童労働を理解する」（Understanding Children's Work）と題するプロジェクト（<http://www.ucw-project.org/>）を実施し、大規模な文献データと、多くの開発途上国の児童労働に関する数値データを維持・管理しており、このサイトが児童労働に関する情報データベースとしてはもっとも詳細なものである。また、1992年から2002年までの単行書や論文、ワーキングペーパーなども含む研究論文数の推移を示している Fyfe のサーベイでは、研究論文数は右肩上がりに増え、2000年以降は年間150を超えるようになった（Fyfe [2007: 64-66]）。この調査によると、インドをフィールドにした出版が全体の40%を占め突出していた<sup>(3)</sup>。

日本語文献では、NGO の活動の経験を元に出版されているものがいくつかある（岩附ほか [2007], ACE [2009], ヒューマン・ライツ・ウォッチ [2009]）。国際機関による出版物の日本語訳としては、OECD 編 [2005] と UNICEF の『世界子供白書』の1997年版と2006年版がある（UNICEF [1997, 2006]）。ジャーナリストによる報告としては Allsebrook and Swift [1989] がある。研究機関による包括的な研究としては、国際労働財団編 [1999] があり、日本語による児童労働の研究書としては香川 [2010], 下山 [2009], 谷 [2000], 田部 [2010], 藤野 [1997] に加え、児童労働撤廃に向けた対策の包括的な整理としてはアムネスティ・インターナショナル日本編 [2008] がある<sup>(4)</sup>。

このように海外でも日本でも出版数が増えてきたことには理由がある。それは、歴史浅からぬ児童労働という問題に対して、新しいアクターや新しいアプローチが現れたことにより、児童労働撤廃への展望が大きく開けたことである。この新しいアクターや新しいアプローチは、児童労働という課題のみならず、環境やジェンダー、障害といった他の開発課題に対する新しいアクターやアプローチとも共通性を有している。この共通性の指摘を通じて、他の多くの文献がフィールド・レベルで紹介している児童労働撤廃の取り組みの意義を総合し、新しい解釈を与えることが、本書の目的である。

## 第1節 児童労働撤廃に取り組む新しいアクターと新しいアプローチ

では新しいアクター、新しいアプローチとは何を指しているのだろうか。それを本節で説明しよう。

従来、児童労働にしても、ジェンダー、障害、環境、紛争といった他の開発課題にしても、その対処は、課題が発生している地域の周辺で、子どもや女性、障害者、汚染や紛争の被害者になされることが多かった。たとえば、児童労働を摘発し、子どもを保護する、または女性や障害者に教育を受ける機会を増やし、権利意識を高めたり、社会経験の蓄積を促す、さらには、汚染や紛争の被害者を救済し、被害を補償する、といった具合である。

これに対して新しいアプローチとは、上記のような伝統的アプローチを補完するもので、課題の周辺から離れた関係者にも対処の範囲を広げることの特徴がある。その重要な一例は、児童労働や環境汚染、紛争を助長するような製品を販売する小売業者、流通業者や、それを購入する消費者に対して、その購入を控えるよう促すことである。これは、児童労働や環境汚染、紛争をともなって生産された商品の、生産サイド（生産者や雇用主）のみならず、消費・販売サイドへのはたらきかけも加えて挟撃することにより、課題へのインパクトを増幅する効果をもつ。そして、消費・販売サイドへの対処のために、新しいアクターが大きな役割を果たしている。その具体例は、小売企業や倫理的消費を勧める市民団体である。

新しいアプローチの第2の例は、児童労働・ジェンダー・障害といった課題に関して、子どもや女性、障害者のみならず、かれらの暮らす社会およびその構成員に、はたらきかけの対象を広げることである。本書で「権利ベース・アプローチ」と呼んでいる児童労働撤廃アプローチは、子ども自身の権利意識を高めることに加えて、子どもの権利を実現する義務を周囲の大人に自覚させ、行動を起こさせることを重視するアプローチである。後述のように、ジェンダー課題に関しても、女性のみならず男性の行動の

必要性を自覚させるアプローチがあり、障害課題に関しても、障害者の暮らす社会の役割を重視する「地域に根ざしたりハビリテーション」アプローチや社会モデルがある。児童労働における新しいアプローチは、ジェンダーや障害といった課題に対する新しいアプローチと、軌を一にしている。

詳しくは後述するが、「新しいアプローチ」は、子どもや女性、障害者といった当事者の周囲の人々に、自分も当事者の権利を守り、生活水準を向上させる道義的責任があることを意識づけることを方法論上の特徴としている。したがって、「意識づけアプローチ」と呼ぶこともできよう。

以下では、児童労働撤廃のために、これまで長い間採用されてきた伝統的アプローチと、上に簡単に紹介した「新しいアプローチ」を、より詳しく論じ、本書の論点を明らかにする。

## 1. 伝統的アプローチ

児童労働撤廃のためには、いくつかのアプローチがある。伝統的には2つのアプローチが採用されてきた。ひとつには法制度アプローチで、法律によって児童労働を禁止し、取り締まるというアプローチである。法制度整備は児童労働対策の基礎であり後ろ盾である。これがなければ児童労働撤廃をいくら声高に叫んだところで、子どもを働かせる企業にも、働きに出す親にも、そして働きに出る子どもにも、児童労働禁止の強制力がなく、なおかつ、児童労働の問題性を理解させることが困難である。

2つ目の伝統的アプローチは教育の普及である。家庭や職場から切り離された学校教育の重要性が人々に理解されるようになれば、子どもは少なくとも学校にいる間、労働できなくなる。しかし開発途上国においては、近隣の学校の存在が自明ではなく、教育・訓練に関して家庭や職場がもっている役割が大きいことから、Ariès [1960] が示したように、子どもを単に「小さな大人」とみなし、子どもが働くことに違和感をもたない傾向が、先進国よりは強い。また教育を受けることによって子どもの能力が高まり、教育が高い収益性をもつ、という認識も、先進国よりは弱い。したがって、子どもを学校に送らず、働きに出すという選択をする親が多い。しかし教

育の重要性が認められ、若年期が人生における投資の時期とみなされることによって教育が普及し、その当然の帰結として、児童労働が減少する。このように教育普及は、児童労働撤廃の大きな原動力となってきた。

これら伝統的アプローチ<sup>(5)</sup>は、ひとつの共通した特徴をもっている。それは、児童労働撤廃をめざすに際し、児童労働が発生している生産現場（法制度アプローチ）や、子どもという対象そのものに直接はたらきかけようとしている（教育アプローチ）ことである。子どもの労働を禁止する、子どもを学校に行かせる、といったように、児童労働対策として、問題となっている対象児童の身の回りに、焦点を当てている。

しかしながら近年、児童労働が児童を取り巻く、より大きな社会構造のなかの一部として起こっていることが注目を集めるようになってきた。たとえば、開発途上国の子どもがつくったサッカーボールが、生産者や流通業者、小売業者の手を経て、先進国の子どもに購入される、といった世界的な商業取引の結びつき（これをサプライ・チェーン<sup>(6)</sup>と呼ぶ）が、児童労働を成り立たせてしまっている、という問題意識が広まっているのである。この見方が正しいとするならば、サプライ・チェーンのどこかを断ち切れれば、おおもとの児童労働の需要もなくなることになる。したがって、児童労働が問題となっている子どもと、地理的に離れた場所で行われる活動が、児童労働撤廃のために力を発揮し得る。それを本書では「新しいアプローチ」と呼ぶのである。

## 2. 新しいアプローチ

新しいアプローチは、伝統的アプローチを補完するものであり、子どもの身の回りの生産現場や学校を超え、子どもを取り巻く、より大きな社会構造や生産構造にも着目する。「新しいアプローチ」はさらに2つの視点に分けられる。

ひとつには前節で例示したサプライ・チェーンの視点である。子どもが児童労働を行う生産現場はサプライ・チェーンの始点と位置づけることができる。サプライ・チェーンの反対側の端である終点には、その商品の消

費者がいる。このサプライ・チェーンが完結しなければ、児童労働は需要されないことから、消費者や、サプライ・チェーンのひとつ手前に位置する小売業者に倫理的消費という面からはたらきかけることが、児童労働撤廃の大きな動因となり得る。

このように、問題が発生しているサプライ・チェーンの始点ではなく、始点から離れた鎖の一部にはたらきかけることにより、問題解消に大きな進展をみた他の開発課題として紛争ダイヤモンドや環境保護がある。紛争ダイヤモンドの場合は、ひとつの NGO が、紛争地で産出されるダイヤモンドの特定方法を指摘し、ダイヤモンドの国際取引のためには、紛争地以外の生産地からの原産地証明を義務づけることを提案したことにより、ダイヤモンドが紛争の資金源となることを妨げることができた（武内 [2001a: 44-46, 2001b]）。環境保護については、環境保護に配慮した商品に認証を与え、その認証の印（エコ・ラベル）を商品に用いることを許すことにより、環境保護に配慮した商品の消費を促し、結果として環境保護を進めるという方法が、フェアトレードの一環として実施されている（北澤 [2009]）。児童労働についても、児童労働を用いた商品の消費を減らすことによって、サプライ・チェーンの反対側の生産現場における児童労働が減る可能性がある。

「新しいアプローチ」の第2の視点は、児童労働が発生している社会全体を、児童労働問題解決のはたらきかけの対象とするという考え方である。これは第1章で紹介する「権利ベース・アプローチ」の一部として組み込まれている。

権利ベース・アプローチは、子どもを、教育を受ける、および人間性豊かな若年期を過ごす権利を有する権利保有者（rights-holder）ととらえる一方、その子どもの暮らす社会の大人全体を責務履行者（duty-bearer）ととらえることを特徴とする。そして、両者の能力強化を試みるというアプローチである。

権利ベース・アプローチの新しさは、責務履行者として能力強化を図る大人の範囲を広くとっていることである。具体的には、子どもを雇用している雇用主、働きに出す親のみならず、学校の教師や同級生、児童労働が

頻発する地域で経済活動を行う人々（たとえば、児童売春宿の近隣のバイクタクシー運転手）をも、能力強化の対象として研修や組織化を行っている。伝統的アプローチのはたらきかけが、おもに児童労働の雇用主や子どもの親であったことと比較すると、はたらきかけが、児童労働を取り巻く社会へと広がっていることがわかる。

このような「子どもの身の回り」を超えた、社会全体に対するはたらきかけは、第6章で用いられている「マルチ・ステークホルダー・アプローチ」(multi-stakeholder approach) という概念にも表れている。このアプローチにおいては、児童労働撤廃のために、子どもの親、学校、児童労働の雇用先である主要産業の業界団体（カカオ産業を例にとれば、カカオ生産者組合）、中央政府や地方自治体、ひいては当該製品の発注元の先進国企業（カカオ産業の例では、先進国のチョコレート生産企業）といったようなすべての利害関係者（stakeholders）へのはたらきかけが同時に必要であることを強調する。

ちなみに、不利な立場にある人々の権利擁護や生活水準向上のために、かれらのみならず、かれらの周囲の人々の意識変革や行動変容、制度変化を試みるアプローチへの期待が高まっていることは、児童労働のみならず、他の社会開発課題にも共通している。たとえばジェンダー課題については、女性のみならず男性の行動変容も重要であるとして、視角が「開発と女性」(Women in Development: WID) から「ジェンダーと開発」(Gender and Development: GAD) へと変更された (World Bank [2001: 147-180], 田中 [2002: 28-34] など)。また障害課題についても、障害者個人の障害の医学的特徴に着目する「医学モデル」から、障害者と社会の接点や相互作用に着目し、社会の側の行動変容や制度変化を強く求める「社会モデル」へと、方向性が大きく変化している (久野・中西 [2004: 71-74], 杉野 [2007: 51-53])。児童労働という課題において、子どもや、その雇用主、親といった当事者を超えて、かれらを取り巻く社会全体へと視野を広げる傾向が強まっていることも、これらと同様の潮流であると考えられる。

「伝統的アプローチ」が、法制度整備や教育の普及を児童労働減少の手段としていたのに対して、「新しいアプローチ」が採用している手段は何なのだろうか。それは「道義的責任の意識づけ」とまとめることができる。サ

ブライ・チェーンの終点に近いところに位置する小売企業や組み立て企業は、サプライ・チェーンのすべてのプロセスで児童労働が用いられていないことを保証する法的責任を負っているわけではない。しかし、これらグローバル企業が、サプライ・チェーンのより川上で用いられている児童労働の撤廃に関して、努力すれば改善を実現できる状況だったときに、それを怠ることの道義的責任（実際には、社会的責任と呼ばれる）を問われ、当該製品や当該企業のイメージが大きく失墜する可能性がある。したがって、児童労働撤廃への努力という「社会的責任」を当該企業に意識づけることが、その企業の児童労働撤廃への取り組みを推進することとなる。

同様に、児童労働に従事する子どもを取り巻く地域住民や教師・同級生らも、その子どもに児童労働をさせない、という法的責任を負っているわけではない。それでも周囲の人々は、かれらの身近にいる子どもたちが児童労働に従事することを見過ごすことの道義的責任をしばしば感じるので、周囲の人々が、身近にいる子どもを児童労働に従事させないように努力することの道義的責任を意識させることによって、かれらを、児童労働撤廃に向けて動機づけることができる。したがって、「新しいアプローチ」は「意識づけアプローチ」<sup>(7)</sup>である、と解釈することもできよう。

### 3. 児童労働撤廃を推進するアクター

児童労働撤廃のためのアプローチに変化が生じれば、それを担うアクターにも変化が生じるのは道理である。サプライ・チェーンの終点である消費や小売りへはたらきかけるアクターとして近年注目されているのが倫理的消費者運動を行う市民団体である（第5章を参照）。これらの団体の活動のひとつは、生産過程に児童労働が用いられていないことをひとつの基準とした認証を当該商品に与えることにより、消費者に倫理的消費を促したり、小売業者に当該商品のサプライ・チェーン全体を通じて児童労働が用いられないように監視させる、といったものである。これに加え、啓発・アドボカシーもかれらの主要な活動分野である。

倫理的消費に関する消費者の意識の高まりを受け、先進国の小売り企業

や、生産工程の一部を開発途上国に下請けに出す、先進国企業の行動も変化している。製造業者責任として、社会的配慮の一部である児童労働製品の排除の方針を明確に示すことや、商品の調達元である開発途上国の企業において児童労働がないことを保証することが求められているため、いくつかの先進国企業は、児童労働撤廃に対して、主導的な役割を果たすようになってきている。

このように先進国の企業が児童労働撤廃に向けて、自発的に行動を起こすこと自体は、近年始まったことではない。日本でいえば、明治30年代前半（19世紀末～20世紀初頭）に、自社の労働者に教育を施すために学校を設置・運営する企業がいくつかあったことが記録に残されている<sup>(8)</sup>。

しかし今日の児童労働撤廃に向けた企業努力の新しさは、企業自らが自社で児童労働を用いないということばかりでなく、その企業がコントロールしているサプライ・チェーンの、より川上で生産活動を行っている開発途上国企業が児童労働を使わないことも、当該企業の責任として求められている<sup>(9)</sup>、という点である。これは国際分業が、フラグメンテーション（fragmentation, 分裂・分解の意）<sup>(10)</sup>と呼ばれるほど、工程間で細くなされるようになってきた近年の国際経済環境により、重要性を増している。このような世界経済潮流の変化が、児童労働撤廃のための新たな責任を、企業に課している<sup>(11)</sup>。

一方、新しいアプローチの重要性が増すなかで、新しいアクターに加えて、伝統的なアクターの役割も大きくなっている。たとえば伝統的なアクターの代表であるILOは、国連機関のなかで、児童労働撤廃のために中心的な役割を果たしてきた。ILOは、後で詳述する児童労働関連条約と勧告を用いて、児童労働に関する基準を設定している。児童労働にかかわる条約は2つあり、ひとつは1973年に採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第138号条約）で、いまひとつは、1999年に採択された「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約」（第182号条約）である。

またILOは、各国で児童労働問題に取り組むための能力強化を支援すべく、技術協力も行っている。これは児童労働根絶国際計画（International

Programme on the Elimination of Child Labour: IPEC) と呼ばれるもので、世界約90カ国において、児童労働に取り組む法や政策の枠組み策定支援といった政策レベルから、児童労働の予防や働く子どもの救済のための事業まで、活動を展開している<sup>(12)</sup>。また、危険な労働、商業的性的搾取、人身取引、奴隷労働といった最悪の形態の児童労働については2016年までの全廃をめざした世界行動計画に取り組んでいる。

また先進諸国が、国連機関への出資を通じる形のみならず、自国の援助として、児童労働分野への技術協力などを行うケースが増えている。従来児童労働は、教育や保健といった他の社会分野と比較しても、機材供与やインフラ建設の必要性が低いことから、先進国援助機関（ドナー）の関与の度合いは金額的に低かった<sup>(13)</sup>。しかし近年は、ジェンダーと同様に、児童労働も横断的留意事項（cross-cutting issue）として、あらゆる援助プロジェクトにおいて、一定の配慮を求めるよう、先進国ドナーの姿勢が変化している（第3章）。

この後、本章の後半では、本書全体を読み進めるための基本的情報として、児童労働の定義、世界の児童労働の状況、そして本書の各章の概要を記す。

## 第2節 児童労働の定義

児童労働撤廃を目標において活動する国際機関や援助機関、市民団体は、ILO 条約において定義された児童労働の概念を用いている。2つのILO 条約のなかで、国際的に禁止すべき児童労働が定義されている。また、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（通称、子どもの権利条約）においては、子どもの「経済的搾取・有害な労働からの保護」が定められている。以下で述べるように、子どもの権利条約における（禁止すべき）児童労働の概念も、ILO の2つの条約に基づく定義に準じている。したがって本節ではILO の条約において示されている「禁止すべき児童労働」の定義を確認し、これを本書で撤廃の対象として想定する児童労働の範囲とする。

前述のように2つのILO条約（第138号、第182号）が児童労働の禁止を謳っている。これらのうち、禁止の対象となる児童労働を定義している条文を表1、2に示す。

第138号条約の第二条の1は、就業が認められない児童の最低年齢を、この条約で定めることを示している。ただし、それに（第四条から第八条に定める）いくつかの例外を認めることを、但し書きとして加えている。第二条の3は、（例外として認める場合を除き）最低年齢を15歳、および各国が独自に定める義務教育終了年齢より下回ってはならない、としている。

第二条の3の例外として挙げられているのは、開発途上国（条約の表現では「経済及び教育施設が十分に発達していない加盟国」、第二条の4）における

表1 ILO 第138号条約中の児童労働の定義にかかわる条項

第二条
1 この条約を批准する加盟国は、その批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。この最低年齢に達していない者については、第四条から第八条までの規定が適用される場合を除くほか、いかなる職業における就業も認められない。
2 (略)
3 1の規定に従って明示する最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも十五歳を下回ってはならない。
4 3の規定にかかわらず、経済及び教育施設が十分に発達していない加盟国は、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、当初は最低年齢を十四歳と明示することができる。 (以下、略)
第七条
1 次の要件を満たす軽易な労働については、国内法令において、十三歳以上十五歳未満の者による就業を認める旨を定めることができる。 (a) これらの者の健康又は発達に有害となるおそれがないこと。 (b) これらの者の登校若しくは権限のある機関が認めた職業指導若しくは訓練課程への参加又はこれらの者による教育、職業指導若しくは訓練内容の習得を妨げるものでないこと。
2 (略)
3 (略)
4 第二条4の規定を適用する加盟国は、その適用を継続する間、1の規定中、「十三歳以上十五歳未満」とあるのは「十二歳以上十四歳未満」とし、(中略)適用することができる。

(出所) ILO 駐日事務所による第138号条約の翻訳 (<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c138.htm>)。

表2 ILO 第182号条約中の児童労働の定義にかかわる条項

## 第二条

この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

## 第三条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行。
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務。

(出所) ILO 駐日事務所による第182号条約の翻訳 (<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c182.htm>)。

労働、教育・訓練のために行われる労働（第六条）、演劇の子役（第八条）、および「軽易な労働」（13歳以上15歳未満、第七条）である。「軽易」であることの意味は、健康、教育、訓練に差し支えがないこと（表1）とされている。開発途上国においては、13歳以上15歳未満という年齢条件が、12歳以上14歳未満に引き下げられている。

これらの条項から読み取れることは、①演劇の子役といった特例を除き、12歳未満の子どもの労働は禁止されていること、②健康や教育に支障のない「軽易な労働」は、開発途上国において12歳以上の子どもに対して容認されていること、③健康や教育に支障をきたすような労働を15歳未満の子どもにさせることを禁止していること、の3点である。

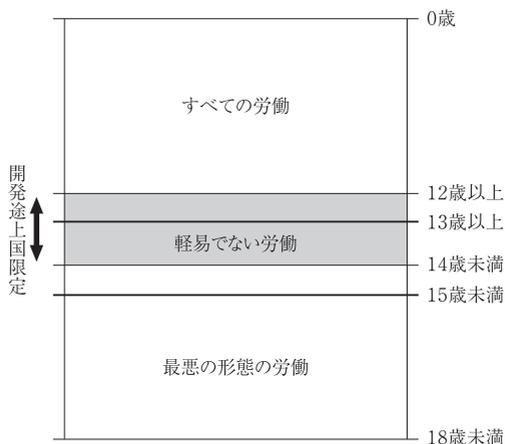
第138号条約を補完する形で、1999年に第182号条約が採択されている。この条約は、第138号条約の対象範囲より3歳年上の18歳未満の子どもを対象にし、15歳以上18歳未満という比較的年かさの子どもであっても、「最悪の形態」とみなされるような労働については、これを禁止するものである。これにより、比較的年長の子どもに対しても、仕事の中身によっては「児童労働」という概念を適用し、禁止することが国際的に合意されたことになる。

第138号条約が、年齢と「健康・教育への支障」を基準として、禁止すべき児童労働を定義しているのに対し、第182号条約は、子どもが従事する仕事の内容によって、禁止すべき「最悪の形態」の児童労働を定義している。具体的には、奴隷的扱い（例：人身取引、債務奴隷、子ども兵士、強制労働）、性的搾取（例：買春、ポルノ）、不正活動（例：麻薬の生産・取引）および、その他子どもの健康、安全もしくは道徳を害する労働、が挙げられている。

第138号条約、第182号条約において禁止されている児童労働は、図1のように整理される<sup>(14)</sup>。年齢区分により、禁止されるべき児童労働の意味合いが異なっていることがわかる。大別すれば、15歳未満（開発途上国の場合には14歳）の子どもの従事する「健康や教育に支障が生じる労働」と、18歳未満の子どもの従事する「最悪の形態の労働」が、ILOの2つの条約に基づいて禁止されている児童労働である。

1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約は、すべての子どもに人権を保障する法的拘束力をもった初めての国際条約で、批准した国は自

図1 ILO 第138号・第182号条約で禁止の対象となる児童労働



(出所) 筆者作成。

(注) 開発途上国においては、12歳以上14歳未満の子どもの「軽易でない労働」が禁止の対象となる。それ以外の国においては、この禁止の対象年齢が13歳以上15歳未満となっている。

国内での子どもの権利を守る取り組みについて報告の義務を負うことになる。この条約の第32条に、経済的搾取・有害な労働からの保護が謳われており、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体に有害な仕事をさせられないように守られる権利があると明示されている。同条約ではこのほかにも、休み・遊ぶ権利や教育を受ける権利（第31条）、あらゆる種類の虐待や搾取から守られること（第39条など）や、障害のある子ども（第23条）や少数民族の子ども（第30条）などはとくに守られるべきことなどが示されている。同条約の趣旨からも、児童労働はなくすべきであるとともに、社会のさまざまなレベルで多様なアクターが子どもを守る責任を負っており、その責任を果たすために必要な知識や技術、資源、権限などについて理解する手立てを提供すべきことが明らかにされている。

本書では、ILO 条約の定義を踏襲し、「健康や教育を害する労働」と「最悪の形態の労働」を児童労働の2形態として分析の対象とする。また本書において、「児童」と「子ども」の2つの用語が使われているが、「児童」は法律用語として、「児童労働」といった語に関してのみ用い、一般には、平易な言葉である「子ども」を使用している。したがって両者に内容の違いはない。さらに本書では、2つのILO 条約のいずれかによって、禁止すべきであるとみなされる労働を児童労働と呼び、子どもの労働であるものの、「健康や教育を害する労働」にも「最悪の形態の労働」にも当たらない労働を、「子どもの仕事」と呼んでいる。

では第138号条約、第182号条約の児童労働に該当する労働をしている子どもは世界にどれだけいるのだろうか。次節では、児童労働の現状と動向を、最近の統計データから概観する。

### 第3節 児童労働の現状

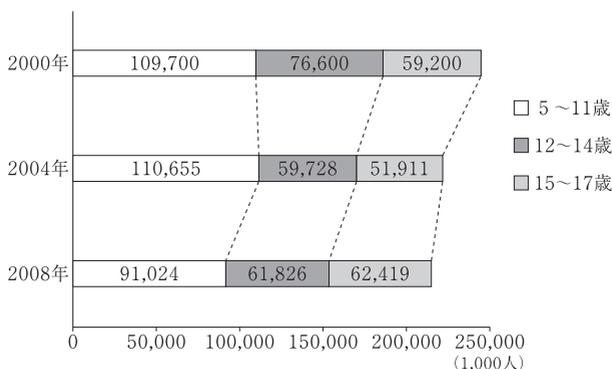
ILO は、2000年より4年ごとに、世界の児童労働の統計を収集し、報告書としてまとめている。最新の2008年データは2010年版の報告書（ILO [2010a]）

に収録されている。同報告書は、2010年5月にオランダのハーグで開催された児童労働国際会議において公表された。この会議については、日本ではあまり大きく報道されず、「子どもの7人に1人、危険・健康損なう労働に従事」<sup>(15)</sup>、『『児童労働』減少鈍る』<sup>(16)</sup>と簡単に紹介されるにとどまった。その理由としては以下で詳述するように、児童労働者数が減少はしているものの、2008年の発表時に比べ減少者数の割合は減り、期待されたような大幅な減少がなかったことがあるものと思われる。本節では、ILO [2010a]に基づき、世界の児童労働の現状を概観する。

## 1. 世界の児童労働者数の変化

ILOは、世界で児童労働に従事する子どもの総数を推計している。前述のILO [2010a]によると、2008年に世界全体で2億1500万人が児童労働に従事していた。その変化については、2004年から2008年の間に約700万人（2004年の総児童労働者数の3%）の減少にとどまった。2000年から2004年の間には約10%減少していたので、2004年から2008年にかけて、児童労働撤廃は減速したといえる（図2参照）。世界の子どもの総数に対する児童労働に従事する子どもの比率は、2000年には16%であったところ、2004年には14.2%へ低

図2 児童労働者数の推移（2000年，2004年，2008年）



(出所) Diallo et al. [2010: Table 5], および Hagemann et al. [2006: Table 5] より筆者作成。

下し、2008年には13.6%に至った<sup>(17)</sup>。そのなかで、第182号条約で定めた「最悪の形態の児童労働」のうちの大部分を占める、「危険有害労働」に従事する子どもが、1億1500万人もおり、とくに15～17歳の年齢層に至っては、絶対数が増加していることが報告されている。この問題について、以下の項で詳述する。

### (1) 男女別構成

世界全体としての児童労働の減少(約700万人)は、すべての属性において満遍なく生じたわけではない。その内訳に、児童労働減少のメカニズムが現れている。

まず、2004年から2008年の間の児童労働減少は、圧倒的に女子において生じた。女子の児童労働は、1521万人の減少がみられたのであるが、その一方、男子は約818万人、むしろ増加した。これにより、差し引き約700万人の減少に至ったのである(ILO [2010a: Table 1.3])。

このような構造変化の結果、男女別構成としては、男子が全体の58.0%となり、女子を上回っている。ただしここで留意したいのは、女子が従事することの多いいくつかの職種において、児童労働者数が過小評価されやすいと考えられることである。第1に、16歳未満の女子の多くが、家事労働者として働いており、その数が上記の統計に、正確には反映されていない可能性がある。第2に、女子の割合が多い分野に、買春やポルノにかかわる児童労働がある。子どもの商業的性的搾取は最悪の形態の児童労働として第182号条約で撤廃が求められているが、その実態や数は正確には把握されていない。ILOの2000年の推計で、買春・ポルノなどに従事する児童労働者数は180万人、人身取引の犠牲になる子どもの数は年間120万人といわれている(ILO [2002: Table 10])。

### (2) 年齢別構成

2000年、2004年、2008年と年を経るごとに、児童労働の年齢別構成も変化している。2004年から2008年の間に、5歳から11歳の児童労働者が1963万人減少したのに対して、15歳から17歳の間で、危険有害労働(後述)に従事す

る子どもが約1000万人増加した。同じ期間に12歳から14歳の児童労働者数も約200万人増加した（図2）。これは、2000年から2004年の間では、5歳から11歳の児童労働者数は増加しており、おもな減少が12歳から17歳の間で起こったのと対照的である。つまり、2004年から2008年までの4年間においては、2004年までの4年間と比べて、より若年層の児童労働は減っているが、より高年齢の子どもの危険有害労働が増えるという構造変化が生じている。

### (3) 地域別構成

つぎに、世界の地域別児童労働者数をみてみよう。もっとも多く児童労働（5～17歳）が生じているのがアジア太平洋地域であり、その数は約1億1360万人に上る。次に多いのがサハラ以南アフリカで、約6510万人が児童労働に従事している。さらに、約1410万人の子どもが南米・カリブ海地域において児童労働に従事している。また、年齢別の人口に対する児童労働従事者の比率をみると、サハラ以南アフリカにおける5～17歳までの子どものうち25.3%が児童労働に従事していると推計されており、この年齢層の児童労働比率としては、他地域を大きく引き離している（表3）。

### (4) 産業別構成

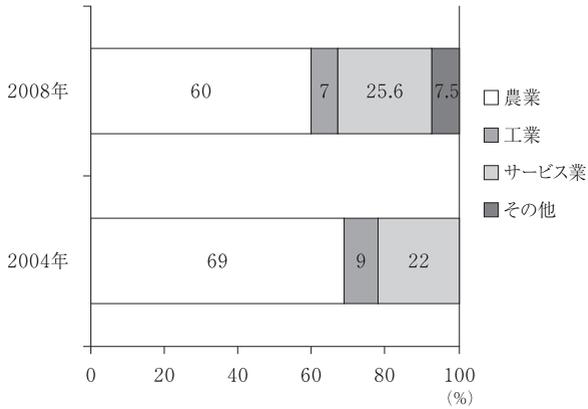
産業別にみると、農業が児童労働を用いている最大の産業である。2008年には、農業が全体の60%もの高いシェアを有していた。ただし2004年には、農業の構成比が69%だったので、割合が若干減少したことがわかる。また工業は2008年において7%を占めており、これも2004年の9%から低下

表3 地域別子どもの人口と児童労働者数、児童労働発生率（2008年、5～17歳）

	子ども人口 (万人)	児童労働者数 (万人)	児童労働の発生率 (%)
アジア太平洋	85,390	11,361	13.3
南米・カリブ海	14,104	1,413	10.0
サハラ以南アフリカ	25,711	6,506	25.3
その他地域	33,424	2,247	6.7
世界全体	158,629	21,527	13.6

（出所） Diallo et al. [2010: Table 9] より筆者作成。

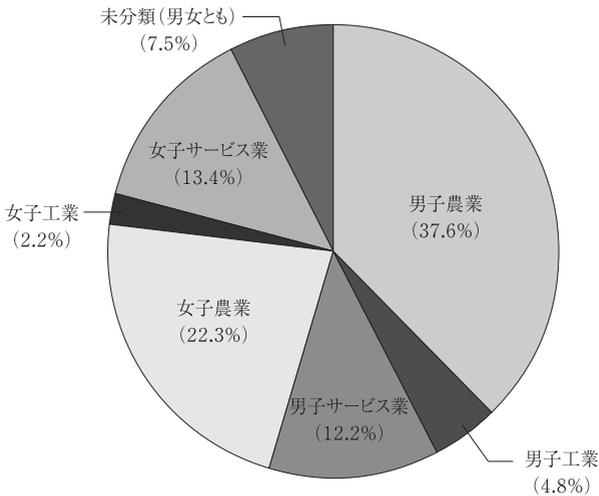
図3 児童労働の産業別構成



(出所) Diallo et al. [2010: Chart 9] より筆者作成。

(注) 2004年のデータは、経済活動に従事する子どもの産業構成を表す。

図4 産業別および男女別児童労働者の割合 (2008年)



(出所) Diallo et al. [2010: Chart 9, 10] より筆者作成。

した。代わって比率を増加させたのはサービス業であり、2004年の22%から、2008年の25.6%へと上昇している（図3）。今後途上国での都市人口の増加にともない、都市サービス業で働く子どもが増加すると予想される。サービス業は、農業や工業と異なり、肉体労働のイメージは弱いですが、重い荷物の運搬、ゴミ漁りなど、過酷な労働環境のために、「最悪の形態の児童労働」とみなされる職種も多い。

産業別分類をさらに、男女別構成を加味して詳細をみると、男子農業部門が最大で、続いて女子農業部門、女子のサービス業、男子のサービス業の順になる。工業は男子の比率が高く、サービス業には女子の割合が高いことが注目される（図4）。

## 2. 危険有害労働

最悪の形態の児童労働を禁止するILO第182号条約は第三条（d）で、「児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務」（危険有害労働、と呼ぶ）を18歳未満の児童にさせてはならないことを定めている。同条約を批准した国は危険有害労働のリストを作成することが義務づけられている。この危険有害労働に該当するのは、農業では危険な機械や農薬・家畜を用いた作業や作物の収穫、鉱業では、危険性のある埃・ガス・煙を吸引する可能性のある作業、また不自由な姿勢での作業、といったように産業・職業別に細かく規定されている。たとえば、レンガ作り、石板の加工、カーペット織り、建設現場での採掘作業や金属加工、ガラス工場やマッチ・花火作り、ゴミ漁りのなかの危険な作業が含まれている<sup>(18)</sup>。

児童労働の構造変化として見過ごせないのが、最悪の形態の児童労働の大部分を占めている危険有害労働が近年、年齢層によってはむしろ増加しているということである。ILO-IPECの推計によれば、2008年に1億1500万人余りの子どもが、危険有害労働に従事していた（ILO-IPEC [2011: 7]）。これは、児童労働に従事する子どもの半数以上（53%）に当たる。とくに憂慮されているのが、15歳から17歳の間の年齢の子どもについてであり、こ

表4 世界の危険有害児童労働の現状 (2008年, 5~17歳)

	子ども総数 (万人) (a)	危険有害労働に従事する 子どもの数 (万人) (b)	割合 (%) (b)/(a)
世界全体	158,629	11,531	7.3
アジア太平洋	85,390	4,816	5.6
南米・カリブ海	14,104	944	6.7
サハラ以南アフリカ	25,711	3,874	15.1
その他地域	33,424	1,898	5.7

(出所) Diallo et al. [2010: Table 11] より筆者作成。

これらの年齢層では、危険有害労働の従事者が、2004年から2008年までの4年間に20%も増えている。若者を取り巻く労働環境が厳しく、より危険で不安定な仕事に追いやられている様子がうかがえる。

とくにサハラ以南アフリカでは、5~17歳の子どものうち、危険有害労働従事者の割合が飛び抜けて高い。アジアや南米における値が5~6%程度であるのに対して、サハラ以南アフリカは15.1%に上っている(表4)。先述のように、サハラ以南アフリカでは、児童労働に従事する子どもの割合が25%を超えている。このように多くの子どもが児童労働、とりわけ危険有害労働に従事することが多い背景には、アフリカでは農業・漁業などの一次産業に従事する家庭が多く、大人と同様に子どもが働くことは当然とされていることがある(アムネスティ・インターナショナル日本編 [2008: 55])。鉱業部門でも、大人に混じって、危険有害労働に従事している子どもが多くみられる(ILO-IPEC [2011: 32])。さらに、HIV/エイズの蔓延で大人の死亡率が高まった結果、子どもが大人の代わりに、大人同様の仕事をしなければならない状況に追い込まれていることなどが考えられる<sup>(19)</sup>。

その一方で、年少の子どもや女子の危険有害労働の削減は、大きな進展をみせている。5歳から14歳までの子どもの危険有害労働者数は、2000年には1億1130万人と推定されていたが、2008年には5300万人にまで減少した。つまり8年間で約半減したことになる。なかでも2004年から2008年の4年間に31%もの減少が実現した。同様に、女子の危険有害労働は2004~2008年で24%減少した。そしてこれらの実績は、15~17歳の子どもの危険有害労働

働についても、対策の取り方によっては、状況が改善される可能性を示唆している。

最後に、数量データで裏づけられているわけではないが、10代の子どもが労働災害に遭う確率が、大人の値に比べて圧倒的に高いことを示す事例が示されている（ILO-IPEC [2011: 9]）。子どもの労働災害については、先進国でも数量的に把握されていないだけに、数量的把握の必要性がよりいっそう高まっている。

## 第4節 本書の構成

第1節で述べた趣旨に則り、本書は以下のように構成される。

第1章「児童労働と子どもの権利ベース・アプローチ」（甲斐田万智子）は、新しいアプローチのひとつとして、子どもの周囲にいる大人を「子どもの権利を擁護する責務履行者」とみなして啓発活動を行う「子どもの権利ベース・アプローチ」を紹介する。その具体例としては、著者が国際子ども権利センター（C-Rights, シーライツ）というNGOを通して、実施に直接関わっているプロジェクトの実施方法と成果を示す。このプロジェクトは、ベトナム国境に近いカンボジア農村地域で実施されており、子どもに加えて、親や教師、周辺住民、雇用主や地方自治体職員の啓発と能力強化が実施されている。

第2章「児童労働撤廃に向けての国際機関の役割——経済搾取・有害な労働から子どもを保護するための多様なアプローチ——」（堀内光子）は、児童労働撤廃のために国際機関が実施している取り組みについて説明している。国際機関のなかでも、児童労働撤廃へ向けてとくに精力的に取り組んでいるのはILOである。ILOは児童労働を禁止するための条約の制定、その条約に沿った形で国内法や制度を確立するための技術移転、そしてそれらの法制度の履行強制・監視の役割を担っている。ILO等が定めた条約が、その条約批准国の国内法改正の基礎となり、各国の児童労働政策が変化していくことから、国際機関の役割は非常に重要である。またILO以外の国

際機関も、(児童労働を用いて生産された商品の)貿易規制や教育の普及、人身取引の規制といった手段を講じて、児童労働撤廃に寄与している。本章は主として、国際機関という伝統的アクターの、法律アプローチによる児童労働撤廃努力の現状と経緯を示している。

第3章は「開発途上国の児童労働撤廃に向けた先進諸国の取り組み」(入柿秀俊)と題し、先進国が二国間協力という形でどのような児童労働撤廃支援を行っているかをまとめている。先進諸国が国際機関を通じるのではなく、単体として児童労働に取り組むのは、きわめて最近増加した協力形態であり、今後のさらなる展開が期待される。児童労働撤廃のための二国間協力をもっとも組織的に行っているのは米国であり、通常二国間援助の担い手である国際開発庁(USAID)ではなく、労働省が中心となっていることが特筆される。日本による二国間援助としての児童労働対策は、いくつかの援助案件のなかの一部の目標として取り上げられるにとどまっている。「人間の安全保障」を重要な視点として掲げる日本が、児童労働をその「視点」の重要な一部として取り上げることの意義は大きい。

第4章「企業の社会的責任と児童労働——企業のかかわる児童労働撤廃活動のさまざまな形態——」(中村まり)は、先進国と開発途上国における企業の、児童労働対策を検討している。生産工程間の国際分業が進展した今日、工程の連鎖であるサプライ・チェーンという概念が、社会的責任の観点から注目されている。児童労働を生み出すサプライ・チェーンの典型は、製品市場が先進国にあり、その市場に製品を供給する先進國小売企業または組み立て企業が、原料や部品、製品を開発途上国から調達する、という国際分業である。そして開発途上国において、その原料や部品、製品を生産する際に児童労働が用いられる。つまり、開発途上国企業はサプライ・チェーンの始点において、子どもを直接的に雇用し、先進国企業はサプライ・チェーンの終点の消費者に対する小売り業または組み立て企業として、児童労働の需要を生み出している。本章においては、まず消費者に近い先進国企業のいくつかが、国際的イニシアチブや国際規格の遵守を通じて、児童労働の雇用を抑制する取り組みを行い、企業の社会的責任を果たそうとしていることを示す。

つぎに、サプライ・チェーンの始点となることの多い途上国の生産現場で、途上国企業が児童労働を撤廃するためにどのような取り組みを行っているかを、インドを事例としてまとめる。インドは絨毯やマッチ、花火といった生産物の産地で数多くの子どもの雇用されていることが知られており、それが有名であるだけに、児童労働対策も一定の進展をみせている。第4章の後半では、児童労働を用いない絨毯の生産を奨励するジャイプール・ラグズの事例、および、かつてマッチや花火生産に児童労働を用いることで知られていたタミルナドゥ州シバカシ地区において、企業努力に加え、地域住民の啓発によって、児童労働を用いない生産構造に転換していった事例を分析する。企業という、児童労働撤廃については新しく登場したアクターが主導しつつ、地域住民の協力も得て、児童労働撤廃に向けて努力しているという意味で、本章も新しいアプローチの実績の一端を示している。

第5章は「市場を律する市民社会——児童労働撤廃に向けた市民・消費者の取り組み——」（北澤育）と題し、児童労働を用いる商品取引に関して、消費者や企業の需要・供給行動に影響を与えようと試みる、市民社会の動きをまとめる。この動きも、サプライ・チェーンの終点にはたらきかけることにより、その始点で発生する児童労働の需要を削減しようとする試みとして、新しいアプローチを代表している。消費者へ向けた取り組みとしては、認証制度を利用するタイプとキャンペーン・アドボカシーを利用するタイプがある。このような市民団体の活動は、フェアトレードや環境保護のための活動と連動している。このように、消費者や企業の行動変容を促す認証タイプ、アドボカシー・タイプの市民団体はきわめて新しい活動形態であり、児童労働撤廃に取り組む新しいアクターのひとつとして重要である。

第6章「児童労働撤廃に向けたステークホルダー連携の意義とNGOの役割——カカオ産業におけるACEの取り組み事例より——」（白木朋子）は、日本ではほぼ唯一、児童労働撤廃のみを中心目的に据えて活動するNGOである特定非営利活動法人ACEの取り組みを紹介する。ACEは、ガーナのカカオ栽培、インドの綿花栽培といった、世界でも児童労働の発生率の高い経

済活動に焦点を当て、主要生産地域での児童労働撤廃に取り組んでいる。ACEの活動のひとつの特徴は、マルチ・ステークホルダー・アプローチであり、これは利害関係者すべてと、相互に調整し合うことによって、互いに利益の合致する児童労働撤廃方法を探って実施することを意味する。通常では反目し合う可能性もあり得る市民団体と、児童を雇用する開発途上国企業、そしてその企業の団体である生産者組合、さらにはその企業に発注する先進国企業、といった異なるアクターをまとめ上げる力量が必要となる。さらにACEは、ガーナ政府や地方自治体との協力、そして、子どもを働きに出す親の生計向上も視野に入れ、関係者全体の能力や意識の底上げを図ることで、児童労働撤廃を推進しようとしている。このマルチ・ステークホルダー・アプローチは、子どもの権利を守るために、直接子どもや雇用主にはたらきかけると同時に、その周囲の人々への啓発や地域開発にも注力するという意味で、伝統的アプローチと新しいアプローチを接合しているといえる。

最後に第7章「日本の児童労働——歴史にみる児童労働の社会・経済メカニズム——」（藤野敦子）では、児童労働撤廃の伝統的アプローチが、日本においてどのように機能したのかを分析する。まず初めに、日本における児童労働にどのような特徴があったかを示した後、1911年制定の工場法に代表される法制度整備によって抑制できたのは、新規参入の児童労働にとどまり、それまですでに雇用されていた児童労働を大きく減らすことはできなかったこと、そして日本の児童労働撤廃は、経済成長や教育の普及といった長い時間の経過を待たなければならなかったことが結論づけられている。また日本では歴史的に、児童労働が女子に偏ってきたのであるが、これを「親密性の労働」が女性に結びつけられやすい、という日本の特徴として解釈している。

おわりに

児童労働は、全体として徐々に減少しているが、10代後半の子どもの危

除有害労働が増加しているなどの新たな問題も生じており、より焦点を絞った対策が求められている。そのような状況下で、子どもやその雇用主のみならず、かれらの周囲にいる人々の意識や能力を高めるさまざまな形態の活動が実施されている。このような新しいアプローチは、これまでも児童労働撤廃に取り組んできた NGO によって採用されているのに加え、従来存在しなかった、認証タイプおよびアドボカシー・タイプの市民団体という新しいアクターの活躍によって、大きな力を得ている。国際機関も、児童労働撤廃のための規範形成や、その規範実現のための活動を、今なお活発に展開しており、それに加えて二国間協力が、児童労働撤廃に向けた新たな活力を与えている。さらには、これらのアクターの活動をすべて連動させるマルチ・ステークホルダー・アプローチが、地域ごとに機能する可能性が、ガーナのカカオ産業の例で示されている。

世界のすべての子どもに教育の機会を与え、かれらに人間的な「子ども期」を確保するための取り組みとして、新しいアクター、新しいアプローチが誕生し、新たな活力源となっているのは、非常に心強いことである。本書はこのような新しい動きを読者に伝えることにより、多くの人々の参加を促すことで、児童労働撤廃という世界目標が、さらに推進されることを期待するものである。

#### 〔注〕

- (1) この説は Ariès [1960] によって主張されている。ただし渡辺 [2005: 399] は、少なくとも日本社会に関しては、幼い人間が、まさに子どもとして大事にされ、大人とは異なった存在として意識されていたことを主張している。
- (2) 特定非営利活動法人 ACE はこのレポートの解説をワーキングペーパーとして出版している (ACE [2010])。また、International Labour Organization and Ministry of Social Affairs and Employment of the Netherlands [2010] はこのレポートの発表に時期を合わせた国際会議の記録である。また2004年データは ILO [2006] によっている。
- (3) ちなみに、東アジアの子どもの家事労働に関する包括的な ILO の調査としては Matsuno and Blagbrough [2006] がある。
- (4) アジア経済研究所の児童労働研究としては、*The Developing Economies*, Vol.44, No.3 (2006) に special issue として出版された、インドのアンドラプラデシュ州での家計調査に基づいた成果が発表されている。結論として、法律などによる児童労働の禁止の効果に疑問を提示している。

- (5) 児童労働撤廃に取り組む政府関係者や市民団体の人々は、法制度アプローチや教育アプローチをニーズ・アプローチと呼んできた。それは、子どもの権利や教育といった子どものニーズ (needs) を直接満たすことに焦点をおいていたことによる。
- (6) 英語では supply chain である。原料の調達やそれを用いた生産活動、そしてその生産物の流通 (卸売りから小売り)、さらには消費といった一連の商品供給 (supply) の流れを鎖 (chain) に準えている。
- (7) 類似の概念として、パウロ・フレイレ (Paulo Freire) による「意識化」(conscientization) がある。この概念は、抑圧されている人々に、抑圧されていることを教え (意識させる)、抑圧している権力に立ち向かう力を与えることを意味している。このように「意識化」が「教育と開発」という分野において特殊な文脈を有しているため、ここでは「意識化」という言葉を用いずに、「意識づけアプローチ」という言葉を選択している。パウロ・フレイレの「意識化」については Freire [1968] を参照。
- (8) 『職工事情』においては、紡績工場 (例として平野紡績株式会社) に、小学校を建設・運営するなど、職工教育に力を入れた企業があった、とされている (犬丸 [1998: 上巻, 186-193])。ただし、横山 [1949: 216] は、この時代の紡績工場の職工教育の意義について否定的である。その横山も、堺市の段通工場における職工教育については、「珍奇」という表現で、肯定的な紹介を行っている (横山 [1949: 216-225])。さらに『職工事情』においては、印刷工場 (例として東京築地活版所) で、「甚だみるべき」効果のある幼少工教育が行われていたと報告している (犬丸 [1998: 中巻, 294-305])。
- (9) より正確にいえば、先進国企業としてサプライ・チェーンに児童労働がないよう監視することを求められるのは、川下の工程を担う企業のみとは限らない。サプライ・チェーンは国際価値連鎖 (Global Value Chain) とも呼ばれる。国際価値連鎖論においては、サプライ・チェーン全体をコントロールする企業を「主導企業」(lead firm) と呼び、それが必ずしも消費者に近いサプライ・チェーンの川下に位置していても、当該サプライ・チェーンを代表する企業とみなされることが強調されている。たとえば、川中に位置しているにもかかわらずパソコン生産のサプライ・チェーンの主導企業とみなされているのがインテルである。国際価値連鎖論の紹介としては Gereffi et al. [2001] を、近年における展開については Kawakami and Sturgeon eds. [2011] を参照。
- (10) フラグメンテーションについては Deardorff [2001], 木村 [2000: 268-271] を参照。
- (11) フラグメンテーションによってサプライ・チェーンが長く延びていることから、すべての生産工程において児童労働が用いられていないことを監視するのが困難であることは言を俟たない。それが大きな課題として残っていることを本書のいくつかの章で言及しているが、それは先進国の主導企業にサプライ・チェーン全体の監視を義務づけることが無意味である、ということではない。自社が直接的に担う生産工程のみならず、調達先の生産工程をも児童労働撤廃の対象とすることは、児童労働撤廃に向けたアプローチとしてのひとつの進歩であると考えべきである。
- (12) IPEC については ILO [2010b] および ILO 本部や ILO 駐日事務所の児童労働サイ

- トを参照のこと (<http://www.ilo.org/ipecc/programme/lang--en/index.htm>, <http://ilo-mirror.library.cornell.edu/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/ilo/ipecc/01.htm>)。
- (13) 技術協力の費用は基本的に派遣する専門家の人件費で構成される。これに対して、インフラ建設には、建設資材、機材に加え、それらを用いる（現地または海外）専門家が必要とされる。したがって、インフラ建設には物資の費用と人件費がかかる。これらのことから、概していえば、技術協力に比べてインフラ建設の方が高額になりがちである。
  - (14) ILO 駐日事務所のホームページ (<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/introduction/index.htm>) には、異なった表現の仕方のまとめが掲載されている。
  - (15) NHK ニュース，2010年5月8日午前10時のニュースなど。
  - (16) 産経新聞大阪本社版，東京新聞，くまにちコムなどの2010年5月8日付。
  - (17) ILO [2010a: 7]，およびILO [2006: 6] 参照。
  - (18) ILO 駐日事務所の訳によっている ([http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/facts/worst\\_forms/5hazardo/01.htm](http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/facts/worst_forms/5hazardo/01.htm))。
  - (19) サハラ以南アフリカの HIV 感染者は2009年時点で2290万人であり，世界の感染者数の60%以上を占めるという深刻な事態が続いている（UNAIDS Global Report Fact sheet, [http://www.unaids.org/documents/20101123\\_FS\\_SSA\\_em\\_en.pdf](http://www.unaids.org/documents/20101123_FS_SSA_em_en.pdf)）。

#### [参考文献]

##### <日本語文献>

- アムネスティ・インターナショナル日本編 [2008]『児童労働——働かされる子どもたち——世界の子どもたちは今 2』リブリオ出版。
- 犬丸義一校訂 [1998]『職工事情』上・中・下巻 岩波書店（初版は農商務省商工局より1903年に出版）。
- 猪木武徳 [1996]『学校と工場——日本の人的資源——』読売新聞社。
- 岩附由香・白木朋子・水寄僚子 [2007]『わたし8歳，カカオ畑で働きつけて——児童労働者とよばれる2億1800万人の子どもたち——』合同出版。
- ACE [2009]『みんなで取り組もう！児童労働 NGOのための実践ハンドブック』外務省国際協力局民間援助連携室。
- [2010]『児童労働の撤廃へ向けた課題と日本ができること 2010年ILOグローバルレポートを読み解く』ACE ワーキングペーパーシリーズ No.3 ACE。
- OECD 編 [2005]（豊田英子訳）『世界の児童労働——実態と根絶のための取り組み——』明石書店（*Combating Child Labour: A Review of Policies*, Paris: OECD, 2003）。
- 香川孝三 [2010]『グローバル化の中のアジアの児童労働——国際競争にさらされる子どもの人権——』明石書店。
- 北澤肯 [2009]「フェアトレードラベルの功罪を考える」（『アジア研ワールド・トレンド』第163号 10-13ページ）。

- 木村福成 [2000] 『国際経済学入門』日本評論社。
- 久野研二・中西由起子 [2004] 『リハビリテーション国際協力入門』三輪書店。
- 国際労働財団編 [1999] 『研究・児童労働——JILAF 国際労働問題研究会報告より——海外調査シリーズ 1』国際労働財団。
- 下山晃 [2009] 『世界商品と子供の奴隷——多国籍企業と児童強制労働——』ミネルヴァ書房。
- 杉野昭博 [2007] 『障害学——理論形成と射程——』東京大学出版会。
- 武内進一 [2001a] 『『紛争ダイヤモンド』問題の力学——グローバル・イシュー化と議論の欠落——』（『アフリカ研究』No. 58 41-58ページ）。
- [2001b] 「アフリカ/『紛争ダイヤモンド』問題の論じられ方——グローバル・イシューの陥穽——」（『アジア研ワールド・トレンド』第69号 28-35ページ）。
- 田中由美子 [2002] 『『開発と女性』（WID）と『ジェンダーと開発』（GAD）』（田中由美子・大沢真理・伊藤るり編『開発とジェンダー——エンパワーメントの国際協力——』国際協力出版会 28-41ページ）。
- 谷勝英 [2000] 『アジアの児童労働と貧困』ミネルヴァ書房。
- 田部昇 [2010] 『インド——児童労働の地をゆく——』アジア経済研究所。
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ [2009] （金谷美和・久木田由貴子監訳、国際子ども権利センター訳）『小さな変革——インドシルクという鎖につながる子どもたち——』創成社（*Small Change: Bonded Child Labor in India's Silk Industry*, Vol. 15, No. 2, January, 2003 [http://idsn.org/uploads/media/Small\\_change\\_Child\\_labour\\_in\\_India\\_s\\_silk\\_industry\\_HRW\\_01.pdf](http://idsn.org/uploads/media/Small_change_Child_labour_in_India_s_silk_industry_HRW_01.pdf)）。
- 藤野敦子 [1997] 『発展途上国の児童労働——子どもさんは結果なのか原因なのか——』明石書店。
- 細井和喜蔵 [1954] 『女工哀史』岩波書店（初版は改造社より1925年に出版）。
- UNICEF [1997] （ユニセフ駐日事務所訳）『世界子供白書1997』ユニセフ駐日事務所・日本ユニセフ協会（*The State of the World's Children 1997: Child Labour*, Oxford: Oxford University Press, 1996）。
- [2006] （平野裕二・日本ユニセフ協会広報室訳）『世界子供白書2006——存在しない子どもたち——』日本ユニセフ協会（*The State of the World's Children 2006: Excluded and Invisible*, New York: UNICEF, 2005）。
- 横山源之助 [1949] 『日本の下層社会』岩波書店（初版は教文館より1899年に出版）。
- 渡辺京二 [2005] 『逝きし世の面影』平凡社。

<外国語文献>

- Allsebrook, Annie, and Anthony Swift [1989] *Broken Promise: The World of Endangered Children*, Kent: Headway, Hodder and Stoughton（甲斐田万智子訳『未来を奪われた子どもたち——地球の子どもに権利をとりもどす——』明石書店 1990年）。
- Ariès, Philippe [1960] *L'Enfant et la Vie Familiale sous l'Ancien Régime*, Paris: Plon（杉山光信・杉山恵美子訳『<子供>の誕生——アンシャン・レージュム期の子供と家族生活——』みすず書房 1980年）。
- Deardorff, Alan V. [2001] “Fragmentation in Simple Trade Models,” *North American*

- Journal of Economics and Finance*, Vol.12, No.2, July, pp. 121–137.
- Diallo, Yacouba, Frank Hagemann, Alex Etienne, Yonca Gurbuzer, and Farhad Mehran [2010] *Global Child Labour Developments : Measuring Trends from 2004 to 2008*, Geneva : ILO (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=13313>).
- Freire, Paulo [1968] *Pedagogia do Oprimido*, Rio de Janeiro : Paz e Terra (三砂ちづる訳『新訳 被抑圧者の教育学』亜紀書房 2011年).
- Fyfe, Alec [2007] *The Worldwide Movement against Child Labour : Progress and Future Directions*, Geneva : International Labour Office.
- Gereffi, Gary, John Humphrey, Raphael Kaplinsky, and Timothy J. Sturgeon [2001] “Introduction : Globalisation, Value Chains and Development,” *IDS Bulletin*, Vol.32, No.3, July, pp. 1–8.
- Hagemann, Frank, Yacouba Diallo, Alex Etienne, and Farhad Mehran [2006] *Global Child Labour Trends, 2000 to 2004*, Geneva : ILO (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=2299>).
- International Labour Organization (ILO) [2002] *Every Child Counts : New Global Estimates on Child Labour*, Geneva : ILO.
- [2004] *Investing in Every Child : An Economic Study of the Costs and Benefits of Eliminating Child Labour*, Geneva : ILO.
- [2006] *The End of Child Labour : Within Reach*, Geneva : ILO.
- [2010a] *Accelerating Action against Child Labour, Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, Geneva : ILO ([http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms\\_126752.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_126752.pdf)).
- [2010b] *International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC) : What It Is and What It Does*, Geneva : ILO (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=13334>).
- International Labour Organization, International Programme on the Elimination of Child Labour (ILO-IPEC) [2011] *Children in Hazardous Work : What We Know, What We Need to Do*, Geneva : International Labour Office.
- International Labour Organization and Ministry of Social Affairs and Employment of the Netherlands [2010] *The Hague Global Child Labour Conference 2010 : Towards a World without Child Labour, Mapping the Road to 2016*, Conference Report at The Hague, the Netherlands, May 10–11, 2010, Geneva and The Hague : ILO and Ministry of Social Affairs and Employment (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=14575>).
- Kawakami, Momoko, and Timothy J. Sturgeon, eds. [2011] *The Dynamics of Local Learning in Global Value Chains : Experiences from East Asia*, Basingstoke and New York : Palgrave Macmillan.
- Matsuno, Ayaka, and Jonathan Blagbrough [2006] *Child Domestic Labour in South-East and East Asia : Emerging Good Practices to Combat It*, Bangkok : International Labour

Office.

World Bank [2001] *Engendering Development: Through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice*, Washington, D. C.: World Bank and New York: Oxford University Press (関本勘次ほか訳『男女平等と経済発展——世界銀行政策リサーチレポート——』シュプリンガー・フェアラーク東京 2002年).